

# 固体燃料を使用する火気設備の関係規定について

火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会（第1回）

消防法〔昭和二十三年法律第百八十六号〕※抜粋

**第九条** かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、**政令で定める基準に従い市町村条例**でこれを定める。

消防法施行令〔昭和三十六年政令第三十七号〕※抜粋

（対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準）

**第五条** 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気設備等」という。）の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る法第九条の規定に基づく条例の制定に関する基準（以下この条から第五条の五までにおいて「条例制定基準」という。）は、次のとおりとする。

一 対象火気設備等は、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、建築物その他の土地に定着する工作物（次条第一項第一号において「建築物等」という。）及び可燃物までの間に、対象火気設備等の種類ごとに**総務省令で定める火災予防上安全な距離**を保つ位置に設けること。

（中略）

（対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準）

**第五条の二** 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気器具等」という。）の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準は、次のとおりとする。

一 対象火気器具等は、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、建築物等及び可燃物との間に、対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに**総務省令で定める火災予防上安全な距離**を保つこと。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令〔平成十四年総務省令第二十四号〕※抜粋

（火災予防上安全な距離）※対象火気設備

**第五条** 令第五条第一項第一号の総務省令で定める**火災予防上安全な距離**は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

- 一 **別表第一**の左欄に掲げる対象火気設備等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める**離隔距離**
- 二 電気を熱源とする対象火気設備等のうち、別表第二に掲げるものにあつては、同表の左欄に掲げる対象火気設備等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める**離隔距離**
- 三 対象火気設備等の種類ごとに、それぞれ**消防庁長官が定めるところにより得られる距離**

（火災予防上安全な距離）※対象火気器具

**第二十条** 令第五条の二第一項第一号の総務省令で定める**火災予防上安全な距離**は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

- 一 **別表第一**の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める**離隔距離**
- 二 電気を熱源とする対象火気器具等のうち、別表第二に掲げるものにあつては、同表の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める**離隔距離**
- 三 対象火気器具等の種類ごとに、**消防庁長官が定めるところにより得られる距離**

# 【参考】固体燃料を使用する火気設備に係る現行規定（消防法、消防法施行令、対象火気省令、告示第1号）

別表第一（第五条、第二十条関係）※抜粋

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別				離隔距離（c m）								
				入力	上方	側方	前方	後方	備考			
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200				
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	150	200	150				
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	100	100	100				
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200				
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100				
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50				
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		14kW以下	100	15 注	15	15 注		
				据置型レンジ		21kW以下	100	15 注	15	15 注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		14kW以下	80	0	—	0		
				据置型レンジ		21kW以下	80	0	—	0		
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200		
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100		
				使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50		
						—	—	—	—	—		
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出		壁掛け型、つり下げ型		7kW以下	30	60	100	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい		自然対流型		19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5
		不燃	開放式	バーナーが露出		壁掛け型、つり下げ型		7kW以下	15	15	80	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい		自然対流型		19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの		39kW以下	150	100	100	100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの		39kW以下	150	15	100	15	
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの		39kW以下	120	100	—	100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの		39kW以下	120	5	—	5	
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100			

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び固体燃料を使用するものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

## 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準〔平成一四年三月六日消防庁告示第一号〕

### 第一 趣旨

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第五条及び第二十条の規定に基づき、対象火気設備等及び対象火気器具等（以下「対象火気設備、器具等」という。）の離隔距離に関する基準を定めるものとする。

### 第二 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 離隔距離 対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と **建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離**をいう。
- 二 安全装置 対象火気設備、器具等に設けられるその安全を確保する装置であって、対象火気設備、器具等が故障等により異常となった際に、自動的に燃焼部への燃料又は発熱部への電力の供給を遮断し、かつ、当該供給を自動的に再開しない装置又はシステムをいう。
- 三 **定常状態** 測定する位置における温度上昇が三十分間につき〇・五度以下になった状態をいう。
- 四 **通常燃焼** 気体燃料、液体燃料又は **固体燃料を使用する対象火気設備、器具等** については通常想定される使用における最大の燃焼となる状態を、電気を熱源とする対象火気設備、器具等については通常想定される使用における最大の発熱となる運転をいう。
- 五 異常燃焼 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を使用する対象火気設備、器具等については温度制御装置等が異常となった場合において最大の燃焼となる状態を、電気を熱源とする対象火気設備、器具等については温度制御装置等が異常となった場合において最大の発熱となる運転をいう。
- 六 試験周囲温度 対象火気設備、器具等の試験を行う場合の当該対象火気設備、器具等の周囲の温度のことをいう。
- 七 **許容最高温度** 通常燃焼の場合又は異常燃焼で **安全装置を有しない場合** については **一〇〇度** を、異常燃焼で安全装置を有する場合については次の表の上欄に掲げる対象火気設備、器具等の種別に応じそれぞれ同表の下欄に定める温度をいう。

対象火気設備、器具等の種別	温度
気体燃料を使用するもの	百三十五度
液体燃料を使用するもの	百三十五度
電気を熱源とするもの	百五十度

### 第三 離隔距離の決定

対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。

- 一 **通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離**
- 二 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合においては、**近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離**

### 第四 運用上の注意

- 一 基準周囲温度は、三十五度とする。
- 二 試験周囲温度が基準周囲温度未満の場合においては、許容最高温度と基準周囲温度の差を試験周囲温度に加えた温度により、試験を行うものとする。
- 三 異常燃焼時において、複数の温度制御装置等を有する対象火気設備、器具等については、そのうちの温度制御装置等のみを無効とした状態でそれぞれ試験を行い、それらの場合に判定される距離のうちいずれか長いものにより離隔距離を判定する。
- 四 異常燃焼時において、複数の安全装置を有する対象火気設備、器具等については、そのうちの安全装置を有効とした状態でそれぞれ試験を行い、それらの場合に判定される距離のうちいずれか長いものにより離隔距離を判定する。ただし、対象火気設備、器具等が確実に作動する安全装置を有する場合においては、当該安全装置を有効とした状態で試験を行う場合に判定される距離により離隔距離を判定することができる。